三鷹市郵便入札実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、三鷹市契約事務規則（昭和 39 年三鷹市規則第 14 号。以下「規則」という。）第 18 条第 3 項に規定する郵便等による入札（以下「郵便入札」という。）の実施について、必要な事項を定めるものである。

（対象案件）

第２条　三鷹市が行う競争入札案件であって、規則第６条に規定する入札実施の告示又は規則第 37 条に規定する入札通知（以下「告示等」という。）において、入札の方法を郵便入札に指定したものとする。

（郵便入札の告示等）

第３条　郵便入札を実施する場合は、告示等に次に掲げる事項を併せて記載するものとする。

(1)　郵便入札である旨

(2)　入札書の提出方法

(3)　入札書の到達期限日

(4)　入札書の提出先

(5)　入札回数

(6)　入札の条件に違反した入札書の取扱い

(7)　その他三鷹市が必要と認める事項

（入札に係る費用の負担）

第４条　郵便入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

（入札書の提出方法）

第５条　郵便入札による入札参加者は、入札書その他告示等により指定された書類（以下「入札書等」という。）を、告示等により指定された到達期限日までに、三鷹市役所に到達するよう郵送しなければならない。ただし、郵送が困難な場合においては持参も認めるものとする。

２　前項本文の規定により入札書等を郵送する場合の提出方法は、告示等において指定するものとする。

３　第１項に規定する入札書等は、封筒に入れて封かんし、封筒には次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　件名

(2)　入札参加者の住所、商号又は名称

(3)　その他三鷹市が必要と認める事項

４　開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制

限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき）に、直ちに再度の入札を行う場合は、告示等において定める提出方法にて行うものとする。

（入札書の無効）

第６条　次の各号に該当する入札書は無効とする。

(1)　告示等において指定する提出方法によらないもの

(2)　期限までに所定の場所に到達しなかったもの

(3)　入札に参加する資格がない者が入札したもの

(4)　封筒に封かんのないもの

(5)　記名を欠くもの

(6)　金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの

(7)　誤字、脱字及び数字の桁ずれ等により意思表示が不明瞭であるもの

(8)　当該入札に関係のないことが記入されているもの

(9)　同一の入札書に２件以上の入札事項を連記したもの

(10)　同一事項の入札について２通以上の入札書を提出したもの

(11)　封筒に記載の件名と同封している入札書の記載が異なるもの

(12)　明らかに連合によると認められるもの

(13)　前各号に掲げるもののほか、指定された入札条件に違反したもの

２　開札前に無効とした入札書は、開札しないものとする。また、無効とした入札書は、返却しないものとする。

（入札書の保管等）

第７条　入札書が到達したときは、その日付を封筒に押印のうえ、開札時まで封のまま保管しなければならない。

（開札）

第８条　郵便入札の開札の執行に当たっては、あらかじめ指定した日時及び場所において、開札するものとする。

２　入札参加者は、開札日の前日までに、郵便開札立会申出書（様式第１号）を提出することにより、開札に立ち会うことができる。また、代理人が立ち会う場合は、開札当日に委任状（様式第２号）を持参しなければならない。

３　立会人については、開札立会人記録簿（様式第３号）に署名をし、確認をする。

４　入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせるものとする。

５　「競争入札参加者要領」及び「競争入札参加者要領（電子調達案件用）」の規定にかかわらず、郵便入札の開札については本条の規定が適用されるものとする。

（くじによる落札）

第９条　落札となるべき同価の入札者が２者以上あるときは、別に定める方法により

くじを行い、落札者を決定する。

（入札の辞退）

第 10 条　入札参加者が入札を辞退する場合は、任意の書式にて辞退届を開札開始までに提出する。

（入札結果）

第 11 条　入札結果は書面やホームページ等で閲覧に供する。なお、落札者には、入札終了後速やかに電話連絡をするとともに、応札者全員に入札結果を通知する。

（入札の延期等）

第 12 条　入札参加者に連合その他不穏な行動があり、又はその疑いがある場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。

（その他）

第 13 条　この要領に定めるほか、郵便入札実施に関して必要な事項については別に定める。

附　則

この要領は、令和２年 12 月３日から施行し、同日以降に告示等をする競争入札に適用する。

附　則

この要領は、令和４年５月 30 日から施行し、同日以降に告示等をする競争入札に適用する。

附　則

この要領は、令和６年 10 月 21 日から施行し、同日以降に告示等をする競争入札に適用する。